

# 仕 様 書

この仕様書は、群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託（以下「本業務」という。）の委託概要を示すものである。

## 1 委託業務の名称

群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬業務

群馬県立病院の感染性廃棄物処分業務

## 2 履行場所

排 出 事 業 場 名	住 所	電 話 番 号
群馬県立心臓血管センター	群馬県前橋市亀泉町甲 3-12	027-269-7455
群馬県立がんセンター	群馬県太田市高林西町 617-1	0276-38-0771
群馬県立精神医療センター	群馬県伊勢崎市国定町二丁目 2374	0270-62-3311
群馬県立小児医療センター	群馬県渋川市北橋町下箱田 779	0279-52-3551

## 3 感染性廃棄物（以下「廃棄物」）の分別形態及び排出予定量

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの排出予定量（2 4 か月間合計）

分別形態	個数（箱）	重量（kg）
不燃物 20 リットル プラスチック容器	5, 4 0 0	5 9 4, 0 0 0
不燃物 40 リットル プラスチック容器	1 2, 1 0 0	
不燃物 50 リットル プラスチック容器	2 0 0	
不燃物 20 リットル プラスチック容器（パッキン付き）	3 0 0	
不燃物 40 リットル プラスチック容器（パッキン付き）	4 0 0	
おむつ及び可燃物等 40 リットル 段ボール	1 4, 1 0 0	
おむつ及び可燃物等 80 リットル 段ボール	8 1, 4 0 0	

## 4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（2 4 か月間）

## 5 業務内容

本業務の受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し、廃棄物の収集運搬及び処分業務を次のとおり行うものとする。

### （1）収集運搬業務

#### ① 作業内容

ア 各県立病院の廃棄物集積所での容器ごとの計量

イ 各県立病院の廃棄物集積所からの搬出

ウ 中間処理場への廃棄物の運搬搬入

なお、中間処理場への搬入は、各病院からの搬出日当日中に行うものとし、積み替えは法令等の基準を満たしている場合にあらかじめ群馬県病院局の書面による承認を得た場合に限り、認めることとする。

## ② 収集日

原則として次のとおりとする。なお、収集時間は午前8時30分から午後5時までとする。

名 称	収 集 日
群馬県立心臓血管センター	原則として火曜日・金曜日
群馬県立がんセンター	原則として火曜日・金曜日
群馬県立精神医療センター	原則として火曜日・金曜日
群馬県立小児医療センター	原則として火曜日・金曜日

## ③ 回収容器

- ・20L、40Lプラスチック容器

(内容物(鋭利物等)が外見で判別できるよう、プラスチック容器用のバイオハザードマークについては黄色とすること。)

- ・50Lプラスチック容器

(縦30cm、横40cm、高さ55cm程度のもの。また、内容物(鋭利物等)が外見で判別できるよう、プラスチック容器用のバイオハザードマークについては黄色とすること。)

- ・20L、40Lプラスチック容器(パッキン付き)

血液等の廃棄用に、廃液が漏洩しない様、20L、40Lプラスチック容器をゴムパッキン等で密閉可能としたもの。(内容物(血液類)が外見で判別できるよう、プラスチック容器用のバイオハザードマークについては赤色とすること。)

- ・40L、80L段ボール

(橙のバイオハザードマークを付けること。なお、病院において強度不足と判断された場合には、段ボールを変更すること。)

- ・各容器については、各病院で使用しているフットペダル式ホルダーが取付可能なものとする。なお、各病院で使用しているフットペダル式ホルダーが受託者の用意した容器に取付不可能な場合には、取付可能なフットペダル式ホルダーを受託者が用意し、契約期間中病院に無償貸与するものとする。

この場合において、受託者が貸与したフットペダル式ホルダーが破損等の状態になり修理が必要となった場合は、受託者が責任を持ってこれを行うものとする。

- ・各容器について、各病院で使用しているフットペダル式ホルダーが取付可能なものか確認をする場合の問い合わせ先は次のとおりとする。

名 称	担 当	電 話 番 号
群馬県立心臓血管センター	事務局総務課	027-269-7455
群馬県立がんセンター	事務局総務課	0276-38-0771
群馬県立精神医療センター	事務局総務課	0270-62-3311
群馬県立小児医療センター	事務局総務課	0279-52-3551

## ④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

廃棄物処理法第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織(以下「電子マニフェスト」という。)を使用した登録及び報告を行うものとする。

### (2) 処分業務

#### ① 作業内容

搬入された廃棄物の処分

#### ② 廃棄物の分別形態

「3 感染性廃棄物の分別形態及び排出予定量」のとおり。

#### ③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

電子マニフェストを使用した登録及び報告を行うものとする。

## 6 その他

この仕様書及び契約書に定めない事項については、その都度群馬県病院局経営戦略課または各県立病院と受託者が協議し、定めるものとする。

なお、受託者は委託業務の実施に際して群馬県に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。